



三 事業費の保護単価

- (1) 医療費以外の事業費の場合別表(二)及び(三)のとおり医療費の場合
- (2) 医療費の場合

(A) 医療費の各月の支弁額は、その月におけるその措置児童等につき健康保険の療養費の算定方法に準じて算定した額

(その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において医療に関する給付が行なわれる額を控除した額とする。)

を合算した額とする。  
なお、看護及び移送等に要する費用についても健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による給付の取扱の場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、その病院又は診療所において給食を実施しているときは、その児童の入院期間中は、その児童福祉施設又は里親に対しては、その児童の生活諸費のうち飲食物費及び間食費を支弁しないものとする。

いものとする。

(B) 乳児預り所以外の乳児院又は虚弱児施設の入所措置児童についてその児童福祉施設の職員たる医師が行なつた医療行為に係る支弁額は(A)の定めにかかわらず治療のため投薬した薬剤及びその治療に直接必要となる消耗品材料並びに手術等のために要した費用については健康保険の療養費の算定方法に準じて算定した額に三十八%を乗じて得た額とする。ただし、医師の診断処方に従い、特に高価な薬剤を使用したことにより、右の方法により算定した額がその薬剤の価格に達しない場合においては、その薬剤の価格をもつて実費とする。なお、診察料及び健康診断のための検査等は医療費として支弁しない。

別表 一 事務費の児童一人当りの保護単価表 (月額)

(昭和36年4月1日から適用)

施設区分	施設名	地域		算出上の所要単価	国の示す単価		設定保護単価	適用人員	備考
		寒冷地区	一般地区		一般分	寒冷地区加			
教 護 院	雙徳学校	乙	1級地	5,782	4,158	34	4,192	88	
精神薄弱児施設	皆成学園	〃	〃	5,183	4,004	35	4,039	84	
盲 児 施 設	積善学園	〃	〃	5,479	4,991	38	5,029	30	
ろうあ児施設	〃	〃	〃	3,880	3,082	24	3,166	90	
養 護 施 設	鳥取こども学園 青谷こども学園 因伯子供学園 光徳子供学園 聖園天使園	〃	〃	3,046	3,019	27	3,044	80	
		〃	〃	3,586	3,276	31	3,306	30	
		〃	〃	3,335	3,202	28	3,229	60	
		〃	〃	3,568	3,276	31	3,305	30	
		〃	〃	3,278	3,019	27	3,046	80	
乳 児 院	米子乳児院	〃	〃	11,612	11,409	81	11,489	15	
母 子 寮 (県措置分)	那家母子寮 郡家母子寮	丙	〃	4,055	4,734	32	4,087	20世帯	
		〃	〃	3,188	4,734	25	3,206	19	
母 子 寮 (市措置分)	鳥取母子寮 倉吉母子寮 米子東母子寮 米子西母子寮	乙	〃	3,444	5,006	18	3,442	17	
		丙	〃	2,874	4,734	16	2,890	11	
		乙	〃	2,280	5,006	9	2,289	15	
〃	〃	2,062	5,006	9	2,071	18			

3才未満の者の加算分(月額)

施設区分	施設名	地域区分	一人当り加算額	備	考
養護施設	鳥取子ども学園	乙	1,446 円		
	青谷子ども学園	丙	1,364		
	因伯子供学園	乙	1,446		
	光徳子供学園	丙	1,364		
	聖園天使園	乙	1,446		

別表(白) 事業費の児童一人当りの保護単価表

施設の種類 施設種別	生活諸費(月額)	生活諸費以外			事業費 (1件当り)	児童手当 受給者 (月額)
		教育費(月額)	生活諸費(月額)	その他		
養護施設	円 102,399内訳 【飲食物費 73,08 費 5,00 間食費 24,31 日常諸費】	小学校 第1学年 176円 第2学年 214 第3学年 242 第4学年 260 第5学年 256 第6学年 274	小学校 第6学年 750円 入学児童	小学校 第1学年 260円	2,000円ただし、火葬に要する費用につき葬祭地の市町村条例等に定めがあり、かつその定める額が550円をこえるときはそのこえる額を加算した額とする。	連戻費所定の実費
教護院	円 102,399内訳 【飲食物費 73,08 費 5,00 間食費 24,31 日常諸費】	中学校 第3学年 428 第2学年 388 第3学年 346	中学校 第3学年 1,800円 進学児童	中学校 第1学年 2,000円	260円	連戻費所定の実費
精神薄弱児施設	円 102,399内訳 【飲食物費 73,08 費 5,00 間食費 24,31 日常諸費】	教護院にあって小学校該当児童1名をそれぞれ2加算した額とする。	その学校に徴収される実費	その学校に徴収される実費	260円	連戻費所定の実費
盲児施設	円 102,399内訳 【飲食物費 73,08 費 5,00 間食費 24,31 日常諸費】	盲ろうあ児施設 【高等部 第1学年 280 第2学年 第3学年】	盲ろうあ児施設 【高等部 第1学年 280 第2学年 第3学年】	盲ろうあ児施設 【高等部 第1学年 280 第2学年 第3学年】	260円	連戻費所定の実費
ろあ児施設	円 102,399内訳 【飲食物費 73,08 費 5,00 間食費 24,31 日常諸費】	盲ろうあ児施設 【高等部 第1学年 280 第2学年 第3学年】	盲ろうあ児施設 【高等部 第1学年 280 第2学年 第3学年】	盲ろうあ児施設 【高等部 第1学年 280 第2学年 第3学年】	260円	連戻費所定の実費
里	円 102,399内訳 【飲食物費 73,08 費 5,00 間食費 24,31 日常諸費】	盲ろうあ児施設 【高等部 第1学年 280 第2学年 第3学年】	盲ろうあ児施設 【高等部 第1学年 280 第2学年 第3学年】	盲ろうあ児施設 【高等部 第1学年 280 第2学年 第3学年】	260円	連戻費所定の実費



米子市	めぐみ園	一、五〇〇	境港市	渡 保育所	九六〇
東 "	上北条保育園	一、三八〇	余子 "	余子 "	一、〇九〇
西 "	" "	一、二九〇	中浜北 "	中浜北 "	一、〇七〇
南 "	" "	一、二九〇	南 "	南 "	一、五〇〇
すみれ "	" "	一、二九〇	上道 "	上道 "	一、〇六〇
さくら "	" "	一、一九〇	外江 "	外江 "	一、〇〇〇
彦名 "	" "	一、一九〇	せんだん保育園	せんだん保育園	一、一二〇
崎津 "	" "	一、〇九〇	浦富 "	浦富 "	一、〇〇〇
小鳩 "	" "	一、一九〇	本庄 "	本庄 "	一、一九〇
富益 "	" "	一、一九〇	大岩 "	大岩 "	一、三八〇
夜見 "	" "	一、三八〇	網代 "	網代 "	一、三八〇
春日 "	" "	一、一九〇	東浜 "	東浜 "	一、三八〇
聖園マリア園	" "	一、一八〇	蒲生 "	蒲生 "	一、三八〇
仁慈保幼園	" "	一、二九〇	田後 "	田後 "	一、三八〇
わかば保育園	" "	一、一八〇	岩井 "	岩井 "	一、三八〇
錦わかば "	" "	一、二九〇	福部保育所	福部保育所	一、一九〇
皆生わかば "	" "	一、五〇〇	国府町	大成 "	一、三八〇
			第一 "	第一 "	一、二九〇

鳥取県告示第二百七十一号  
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十条の規定に基づき、市町村長が保育所に入所の措置をとつた場合における入所後の保護につき、同法第五十一条第一項第一号の規定により、市町村の支弁する措置費の保育単価を次のように定め、昭和三十六年四月一日から適用する。

昭和三十六年五月十二日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度分保育単価設定表

市町村名	施設名	保育単価	倉吉市	みどり "	一、二九〇
鳥取市	みたから保育所	一、二九〇円	西 "	甘露 "	一、五〇〇
	小ぼと "	一、五〇〇	上灘 "	久松保育園	一、五〇〇
	わかば "	一、二九〇	西郷 "	白兎 "	一、一八〇
	富桑 "	一、二九〇	社 "	白ゆり "	一、一九〇
	賀露 "	一、二九〇	北谷 "	倉吉愛児園	一、一八〇
	美保 "	一、二九〇	上小鴨 "		一、〇六〇
	さなえ "	一、二九〇	倉吉愛児園		一、一八〇

東伯町	浦安保育園	一〇〇〇	勝福寺	一〇六〇
三朝町	三朝保育園	一三八〇	逢東	一〇六〇
三徳	三徳	一八〇〇	八橋	一〇九〇
加茂	加茂	一八〇〇	成美	一〇九〇
竹田	竹田	一八〇〇	安田	一〇九〇
大昭	大昭	一八〇〇	以西	一〇九〇
小鹿	小鹿	一八〇〇	赤碓保育園	一〇九〇
関金第一保育所	関金第一保育所	一〇九〇	逢坂保育園	一〇六〇
第二	第二	一八〇〇	御来屋保育園	一〇九〇
第三	第三	一八〇〇	庄内	一八〇〇
東	東	一九〇〇	さくら	一九〇〇
中央	中央	一九〇〇	賀野	一八〇〇
西	西	一八〇〇	所子保育所	一〇六〇
東	東	一〇九〇	高麗	一三八〇
大栄町	大栄町	一〇九〇	大山	一八〇〇
西	西	一三八〇	淀江	一〇〇〇
由良	由良	一九〇〇	大和	一〇六〇
大谷	大谷	一九〇〇	宇田川	一八〇〇

津の井村	津の井	一〇六〇	船岡町	船岡	一九〇〇
智頭町	諫訪	一〇〇〇	若桜町	若桜	一〇九〇
那岐	那岐	一三八〇	中船	中原	一三八〇
大村	大村	一三八〇	小船	小船	一三八〇
用瀬	用瀬	一〇九〇	第三	第三	一八〇〇
社	社	一〇四〇	佐治村	佐治	一八〇〇
河原	河原	一八〇〇	気高町	ひかり保育園	一八〇〇
河上	河上	一八〇〇	鹿野町	みどり	一九〇〇
国中	国中	一〇六〇	青谷町	愛児園	一九〇〇
大御門	大御門	一八〇〇	泊村	泊保育園	一〇九〇
下私都	下私都	一八〇〇	東郷町	宇谷	一八〇〇
中私都	中私都	一八〇〇	太養	太養	一九〇〇
上私都	上私都	一八〇〇	東郷	東郷	一九〇〇
郡家	郡家	一〇九〇	花見	花見	一〇六〇
たから園	たから園	一三八〇	羽合町	田後保育園	一八〇〇
八東保育所	八東保育所	一三八〇	泊	泊	一三八〇
安部	安部	一三八〇	浅津	浅津	一三八〇

日吉津村	日吉津	一、〇六〇
伯仙町	こたか園	一、〇〇〇
西伯町	法勝寺保育所	一、一九〇
溝口町	溝口	一、〇六〇
江府町	緑ヶ丘保育園	一、一九〇
日野町	根雨	一、一九〇
"	日野	一、一八〇
"	黒坂	一、一八〇
日南町	矢戸	一、一八〇
"	霞	一、一八〇
"	多里	一、一九〇

鳥取県告示第二百七十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第十条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料の支給基準を次のように定め、昭和三十六年五月一日か

ら適用し、昭和三十五年十月鳥取県告示第五百十六号（健康保険法等の規定に基づく看護料支給基準）は同日限り廃止する。

昭和三十六年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一看護料金表

病 類 別	一日当り看護料		
	看護婦	準看護婦	看護補助者
コレラ、痘瘡、発疹チフス、ペスト	九六〇円	七七〇円	一円
右記以外の法定伝染病（赤痢（疫病を含む）、腸チフス、パラチフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、日本脳炎）及び急性灰白髄炎、開放性結核、結核病棟に収容された非開性結核患者並びに精神病	七七〇	六二〇	五四〇
普 通 病	六四〇	五一〇	四五〇
備考			

- 1 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。
- 2 医師が療養上徹宵看護を必要と認めるときは、徹夜勤務として一日当り看護料の二割五分増の加算ができる。

鳥取県告示第二百七十三号

次のとおり基本測量を実施する旨建設省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十六年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量 1 四等三角測量

2 三、四等三角測量

二 作業期間 昭和三十六年五月八日から同年六月十五日まで

日まで

三 作業地域 1 鳥取県倉吉市

東伯郡羽合町、泊村、東郷町

気高郡青谷町

鳥取県告示第二百七十四号

次のとおり基本測量を実施する旨建設省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十六年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量（基本図測量）

二 作業期間 昭和三十六年五月一日から昭和三十七年三月三十一日まで

三 作業地域

鳥取市、境港市、倉吉市、米子市

東伯郡、西伯郡、白野郡、八頭郡

岩美郡、気高郡

2 鳥取県米子市

西伯郡岸本町、伯仙町、会見町、西

伯町

日野郡溝口町

鳥取県告示第二百七十五号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条の規定により、次のとおりふ化業者を登録した。

昭和三十六年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 登録 番号 第一号
- 二 登録年月日 昭和三十六年五月十二日
- 三 氏名又は名称及 寺谷英太郎  
びその住所 鳥取市湖山町下浜一、一九四番地
- 四 ふ化場の名称及 株式会社 山陰種鶏場  
びその所在地 鳥取市湖山町下浜一、一九四番地

鳥取県告示第二百七十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてふそ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、みづばちの所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ふそ病予防のため
  - 二 実施の区域 別表のとおり及び場所
  - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
みつばち
  - 四 実施の期日 別表のとおり
  - 五 検査の方法  
肉眼的検査及び細菌学的検査  
（成ほう群の性状、産卵圏の性状、ほう児の性状、直接塗沫による芽胞検出）
- | 別表 | 実施期日  | 実施区域     | 実施場所   |
|----|-------|----------|--------|
| "  | 五月十八日 | 岩美郡岩美町新井 | 中村養ほう所 |
| "  | "     | 鳥取市源田    | 稲葉"    |
| "  | "     | 岩美郡国府町谷  | 池田"    |
| "  | "     | " 梶谷     | "      |
| "  | "     | 鳥取市浜坂    | "      |

"	岩美郡津ノ井村弥宜谷	"
"	" 広岡	"
"	鳥取市向園安	重松"
"	上味野	"
"	野寺	"
"	菖蒲	"
"	古海	"
"	円通寺	上村"
"	八坂	"
"	気高郡気高町宿	豊島"
"	" 飯里	"
"	" 室木	松田"
"	" 閉野	"
"	八頭郡家町市場	金子"
"	" 山路	"
"	河原町今在家	馬田"
"	用瀬町上町	西見"
"	河原町和奈見	"

"	"	"	袋河原	"
"	"	"	稻常	上村"
"	五月二十日	鳥取市本高	松田"	
"	"	野坂	"	
"	"	湖山町下坂	"	
"	"	安長	"	
"	五月二十二日	西伯郡中山町八重、潮音寺	折尾"	
"	"	東伯郡東伯町槻下	藤井ようほう場	
"	"	赤碕町坂上	"	
"	"	三朝町今泉	花岡"	
"	"	" 片柴	"	
"	"	西伯郡中山町退休寺	上野"	
"	"	" 赤阪	松田"	
"	"	東伯郡東郷町国信	"	
"	五月二十三日	日野郡日南町笠木谷中	遠藤"	

公 告

鳥取県社会教育委員に関する条例（昭和二十四年十月鳥取県条例第六十一号）による鳥取県社会教育委員の委嘱を行なうにあたり、県内に事務所を有する各社会教育関係団体が鳥取県社会教育委員候補者を推せん、する期日及び推せん書様式は次のとおりとする。

昭和三十六年五月十二日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一 推せん期間 昭和三十六年五月十日から昭和三十六年五月十八日まで

二 推せん様式

昭和 年 月 日

推せん、団体代表者氏名

鳥取県教育委員会教育長 殿

鳥取県社会教育委員候補者の推せんについて

鳥取県社会教育委員候補者に次の者を推せん、します。

候補者氏名  
生年月日  
住 所  
職業（勤務先）  
当該団体における役職名  
最終卒業学校名

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可、発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
[定価 一部月極 二〇円（送料共）] 印刷所 県